第１４節　避難所等整備計画

第１項　　避難地整備計画
第２項　　避難路整備計画
第３項　　避難所・設備整備計画

《 基本方針 》

市は、関係機関と連携して災害から人命の安全を確保するため、避難地（公園・空地等のオープンスペース）、避難路及び避難所の選定を行うとともに避難所設備（文教施設、集会所等の建築物）等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

避難所の選定にあたっては、安全性やその設備状況等を考慮して適切な所を選定する。原則として、小地区公民館は自主避難所とし、コミュニティセンター等を主たる避難所（一次避難所）として選定する。また、教育施設は広域火災等大規模な避難が必要な場合の広域（二次）避難所として使用する。

介護等の必要がある要援護者が利用できる福祉避難所を別途選定する。避難所の選定、一次避難所、二次避難所及び福祉避難所の分類については、夜間の災害発生や、避難の長期化等も考慮して行うことが必要となる。

自主避難所	自主防災組織の運営による避難所。避難勧告の有無を問わず、住民の判断で利用ができる。小地区公民館がこれにあたる。
一次避難所	市民居住地の近辺の主たる避難所で、通常はここに避難する。コミュニティセンターなどがこれにあたる。
二次避難所	大規模な災害で避難人員が多い場合や、一次避難所が避難所として不適当になった場合に使用する。小・中学校などがこれにあたる。
福祉避難所	災害時要援護者に配慮した避難所で耐震やバリアフリーの構造を備えた施設で介助員が配置されている施設がこれにあたる。

災害から住民の生命等を守る避難所には、以下の条件が必要である。

（１）　避難の動機となった一次災害に対して絶対安全であるとともに、それによって引き起こされる二次災害や、その他の災害に対しても安全であること。

（２）　高齢者や子ども等の要援護者の避難を考慮して、避難所はなるべく居住地の近辺にあること。

（３）　避難所への通路となる避難路も、安全性が確保されている必要があるとともに、非常時でも容易に避難所に到達できること。

《 現況/課題 》

本市においては自主避難所、一次避難所、二次避難所及び福祉避難所を指定し、避難所標識の設置、防災マップ及び市ホームページに掲載するなど住民への周知を図っている。しかし災害の種類、規模及び発生した時間帯によっては、避難所としての機能が十分に満たされない箇所がある。

市は地域の特性等考慮し、今後早急にその整備を図り、また夜間の災害発生や、避難の長期化等に対応した避難所運用マニュアルを整備する。

第１項　避難地整備計画

《 計画目標 》

１．避難地の選定

災害から住民の生命等を守る避難地は、次の条件が必要である。

（１）　土石流、崖崩れ、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと。

（２）　洪水氾濫の保全対象人家からできるだけ近距離にあること。

（３）　火災に対する避難圏域（避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

1)　避難地等収容可能人口は、避難者１人あたりの必要面積をおおむね１㎡以上として算定すること。

2)　火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁目単位とするが、町丁目区画が細分化されてないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。

3)　避難地等収容可能人口が不足するため住民等が最短距離にある避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各町各丁目から避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。

4)　火災に対する避難圏域は夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとすること。

２．避難地等の整備

避難誘導を円滑に行うため避難地周辺に避難地標識の設置を検討するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ広域避難地として案内するランド・マークの設置もあわせて検討する。

第２項　避難路整備計画

《 計画目標 》

１．避難路整備計画

市は、震災時及び風水害時等において、住民が避難することができる安全な避難路を次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知するものとする。

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

２．避難路の選定

避難地等へ避難するための避難路は、下記項目を参考に検討する。

（１）　危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。
（２）　車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。
（３）　沿道に耐火建築物が多いこと。
（４）　落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
（５）　避難地等の周辺では、できる限り進入避難路を多くとること。
（６）　自動車の交通量が比較的少ないこと。
（７）　危険物施設等に係る火災、爆発等の危険性が少ないこと。
（８）　防火水槽等の貯水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
（９）　浸水により通行不能になるおそれがないこと。
(10)　通行障害発生時の代替道路のことも考慮する。

３．避難路の整備

（１）　地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、カラー舗装や誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努める。
（２）　避難路上の障害物件を除去する。

４．避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により避難地への誘導及び避難路の安全確保を図るものとする。

（１）　火災に対する安全性の強化
　必要な箇所に防火水槽等の消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。
（２）　主要道路における設備等の整備
　主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する等の措置に必要な設備等を整備する。
（３）　危険物施設等に係る防災措置
　1)　危険物施設等
　　避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全確保の指導に努める。
　2)　上水道施設
　　避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。
　3)　電力施設（九州電力株式会社）
　　避難路の安全を確保するため、次の措置を講じるよう要請する。

ｱ.　設備強化

a.　避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。

b.　電線の接触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。

c.　柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空気中開閉器を使用する。

ｲ.　設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

（４）　ガス施設（筑紫ガス株式会社、西部ガス）

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取替え及び防護を実施するよう要請する。

（５）　その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第３項　避難所・設備整備計画

《 計画目標 》

１．避難所・設備整備計画

（１）　避難所の基準

1)　自主避難所は、小地区公民館とし地域の防災組織で管理運営をおこなうことを原則とする。

2)　一次避難所は、居住地の近辺の主たる避難所で通常はここに避難することになる。

3)　二次避難所は、大規模な災害で避難人員が多い場合や、一次避難所が避難所として不適当になった場合に使用する。

4)　福祉避難所は、災害時要援護者が優先的に使用する。

5)　その他、緊急を要するような場合には、近辺の安全な公共施設等を避難所として適宜使用する。また、避難路は通学路を中心に、現地の状況に応じて適宜決定する。

以上の避難所・避難路について、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ住民に周知しておくものとする。また、収容予定地区及び施設管理者等のリストを平常時において作成しておき、災害時の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

（２）　避難所の選定基準【資料編*1*2　参照】

1)　避難所候補地として、同行政区内の小・中学校、コミュニティセンター、小地区公民館等の公的施設を選定する。

2)　候補地の避難所が土砂災害等の危険区域である場合には、隣接地区の小地区（自治）公民館、コミュニティセンター、または小･中学校等を選定する

3)　同行政区内に小地区公民館等の施設が無い場合には、隣接地区の公民館、コミュニティセンターを選定する。

（３）　災害危険地区内にある避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所等については、避難所の新設や改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）について検討する。

（４）　一人あたりの避難所面積は、原則として２㎡／人以上とし、この基準により算定される収

*1 ● 資料 2.14.1「避難所に必要な施設設備（例）」
*2 ● 資料 2.14.2「各種の避難施設」

容人員が避難対象人員より大幅に少ない場合には、避難所の新設や拡張等について検討する。

（５）　避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していくものとする。また、不足設備等の緊急調達法や場所について事前に検討しておく。

（６）　地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、カラー舗装や避難所誘導標識等の設置を進める。

（７）　二次避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設（ヘリコプターの発着場等）の整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。

（８）　給水施設

避難所における給水活動を円滑に行うため次の措置を講ずる。

1)　避難地内または周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。

2)　必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置検討を行う。

（９）　応急救護所等

避難地における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備を推進する。また、これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

(10) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある避難所について進入口の拡幅、増設を検討する。

(11) 災対本部と避難施設との連絡を確保するため、電話回線、防災行政無線、パソコン等の通信施設の整備を検討する。

《　指定避難場所一覧(1)　》

避難場所		収容可能人数※	建物構造	所　在　地	連絡先	備考
一　次　避　難　所						
1	生涯学習センター	884	RC	二日市南1-9-3	918-3535	
2	二日市コミュニティセンター		RC	二日市中央5-5-18	920-5123	
3	御笠コミュニティセンター		RC	吉木2496-1	922-2601	
4	山家コミュニティセンター	1,477	RC	山家2850-1	926-2809	
5	山口コミュニティセンター		RC	古賀196-1	922-2551	
6	筑紫南コミュニティセンター		RC	原田4-16-6	919-8400	
7	筑紫地区公民館		RC	筑紫634-1	926-2913	
8	京町児童センター	200	RC	二日市北4-1-5	922-4919	
9	永岡隣保館	150	RC	永岡896-1	922-4826	
10	美咲隣保館	200	RC	美咲9-3	926-4136	
11	岡田隣保館	100	RC	岡田1-24-2	926-3642	
二　次　避　難　所						
12	農業者トレーニングセンター			諸田172	923-6290	
13	勤労青少年ホーム			諸田169	925-4801	
14	天拝小学校			天拝坂6-1-1	918-6761	
15	二日市小学校			二日市西2-2-1	922-3064	
16	二日市北小学校			二日市北8-2-1	922-1611	
17	二日市東小学校			紫7-4-1	922-2504	
18	山口小学校			萩原850-1	922-2554	
19	吉木小学校	4,263	RC	吉木2526-2	922-2681	
20	阿志岐小学校	35	RC	阿志岐2350	922-2602	
21	山家小学校	3,751	RC	山家4341	926-2819	
22	筑紫小学校			筑紫531	926-1786	
23	原田小学校			美しが丘南2-10-5	926-1156	
24	筑紫東小学校			光が丘2-3-1	927-1112	
25	二日市中学校			紫1-6-1	923-2101	
26	天拝中学校			立明寺458-1	922-4631	
27	筑紫野中学校			針摺東4-6-1	925-5502	
28	筑山中学校			下見585-1	926-2915	
29	筑紫野南中学校			美しが丘南5-9-2	927-3300	
福　祉　避　難　所						
30	総合福祉センター「カミーリヤ」			岡田3-11-1	920-8000	
自　主　避　難　所						
１．天　拝　小　学　校						
31	天拝坂公民館	120	RC	天拝坂6-2-5	929-3040	
32	杉塚公民館	60	木	杉塚2-9-8	922-4596	
33	北杉塚公民館	70	RC	杉塚7-7-18	922-9495	
34	塔原公民館	65	RC	塔原西2-16-1	924-5127	
35	大門公民館		木	塔原南2-9-1	928-6116	
36	都府楼公民館	70	RC	太宰府市都府楼南3-4-1	924-4973	

《　指定避難場所一覧(2)　》

避難場所		収容可能人数※	建物構造	所　在　地	連絡先	備考
２．二　日　市　小　学　校						
37	六反公民館	60	RC	塔原東1-2-20	924-6969	
38	本町公民館	90	RC	二日市中央5-5-14	923-7301	
39	三地区(中央･栄町･昭和)公民館	40	RC	二日市中央3-5-7	921-3876	
40	次田区公民館	60	RC	二日市西１-3-5	925-5337	
41	大坪公民館	70	RC	二日市西4-8-27	923-1800	
42	鳥居公民館	50	RC	二日市西2-4-3	925-4230	
43	湯町公民館	200	RC	湯町2-4-13	924-6968	
44	武蔵公民館	160	木	武蔵3-2-10	924-4935	
45	上古賀公民館	70	RC	上古賀3-2-27	928-0490	
３．二　日　市　北　小　学　校						
46	宮田公民館	90	RC	二日市北1-25-1	925-5251	
47	京町公民館		S	二日市北4-4-14	921-3139	
48	曙町公民館	130	木	二日市北8-5-8	922-9718	
49	松ヶ浦公民館	50	木	紫1-12-1	925-0862	
４．二　日　市　東　小　学　校						
50	紫公民館	163	RC	紫1-20-11	921-1321	
51	天神公民館	90	木	二日市中央2-12-16	925-4111	
52	旭東(旭町・東町)公民館	40	S	二日市中央1-7-20	923-3395	
53	東新町公民館	60	木	紫7-5-10	924-4974	
54	紫ヶ丘公民館		木	紫5-5-20	922-3917	
55	石崎公民館	30	木	石崎2-5-1	923-2640	
56	若葉中原公民館	50	木	石崎3-14-1		
57	針摺公民館	80	木	針摺中央2-8-16	925-4441	
59	針摺東公民館	20	木	針摺東3-1-3	925-4729	
60	俗明院公民館		木	俗明院1-11-12	921-3583	
61	朝倉街道団地公民館	70	木	針摺南2-12-24	922-9426	
５．山　口　小　学　校						
62	山口区公民館	70	RC	山口1912-1	923-0460	
63	萩原公民館	60	木	萩原763-1	923-3459	
64	古賀公民館	150	S	古賀675-1	922-9881	
65	立明寺公民館	50	木	立明寺432-1	924-1804	
66	むさしヶ丘公民館	100	S	むさしケ丘2-28-23	922-9796	
６．吉　木　小　学　校						
67	柚須原公民館	90	木	柚須原152-10	－	
68	原公民館	30	木	原405-1	925-6500	
69	西吉木公民館	100	木	吉木2431-1	924-0404	
70	東吉木公民館	60	木	吉木1007-2	924-7105	
71	パビリオン葉光	60	木	吉木1514-17	－	
72	宮の森公民館	50	木	原714-19	925-8719	
73	みかさ台公民館	40	木	吉木2331-28	922-9435	

《　指定避難場所一覧(3)　》

避難場所		収容可能人数※	建物構造	所　在　地	連絡先	備考
７．阿　志　岐　小　学　校						
74	天山公民館	100	木	天山560-5	926-2426	
75	上阿志岐東公民館	40	木	阿志岐228	921-4170	
76	上阿志岐西公民館	80	木	阿志岐2468-2	925-6531	
77	下阿志岐公民館	30	木	阿志岐1512-3	921-4046	
78	牛島公民館	80	木	牛島371-2	－	
８．山　家　小　学　校						
79	山家１区公民館	50	木	山家615-6	－	
80	山家３区公民館	60	木	山家3065-1	926-4870	
81	山家中央区公民館		S	山家4525-8	－	
82	山家６区公民館	166	木	山家4758-4	926-1329	
83	山家９区公民館	90	木	山家5474	926-5050	
９．筑　紫　小　学　校						
84	永岡公民館	159	RC	永岡596-4	922-9873	
85	筑紫駅前通公民館	130	S	筑紫駅前通1-136-2	927-1696	
86	城山公民館	50	木	筑紫1125-1	926-4966	
87	筑紫公民館	70	木	筑紫628	926-5577	
88	ちくし台公民館	120	木	筑紫117-105	926-4871	
89	ちくしヶ丘公民館	80	木	筑紫667-204	926-5185	
90	若江公民館	100	木	大字若江122-1	926-4974	
91	下見公民館	100	RC	下見347-4	926-4990	
92	岡田公民館		S	岡田2-22-1	926-6588	
93	諸田公民館	80	木	諸田118	926-4877	
94	常松公民館	59	木	常松357-1	926-5882	
95	桜台公民館	91	S	桜台1-270-17	922-9802	
10．原　田　小　学　校						
96	美しが丘南公民館	100	木	美しが丘南3-501-64	927-0885	
97	原田公民館	400	S	原田4-12-1	926-1800	
98	原田公民館上原田分館	60	木	原田2140	926-1795	
99	原田公民館原田新町分館	100	木	原田7-10-7	926-4981	
100	原田公民館東分館	100	RC	原田427-5		
11．筑　紫　東　小　学　校						
101	光が丘公民館	100	木	光が丘4-4-1	926-2775	
102	美しが丘北公民館	178	S	美しが丘北3-3-2	926-7034	
103	隈公民館	80	S	大字隈177-1	926-4937	
104	西小田公民館	50	木	大字西小田736-5	926-5588	
105	馬市公民館	100	木	大字西小田274	926-5183	

その他地域公民館については災害の種類、規模により適宜使用する。

※　収容可能人数

建物の収容基準：２㎡あたり１人（寝起きが可能な畳１枚分）

広場の収容基準：１㎡あたり１人、学校は屋内体育館を算出

※　構造

S:鉄骨造、RC:鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造、木：木造